

京都市人事委員会告示第1号

京都市職員任用規則の適用方針の一部を次のように改正する。

令和4年3月7日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

別記様式第1号注以外の部分，第2号注以外の部分，第3号，第4号，第7号，第8号，第9号注以外の部分，第10号，第11号，第12号及び第13号中の「印」を削る。

附 則

この告示は，令和4年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)